

## 解放以後植民地法律の整理と脱植民化

—「旧法令」整理事業と市場関係法令の改編を中心に—

許英蘭

### I.はじめに

国家が制定した法律と国民の法意識の間に存在する乖離は、具体的な歴史的経験によって形成されるが、韓国ではそれに日本統治下に形成された植民地経験が大きな影響を与えている。日本帝国主義によって導入された近代法は、市民の権利と財産を保護する法ではなく、植民地に対する強権統治の手段だったにすぎず、植民権力の便宜を保障し韓国人の権利を弾圧する道具として利用されたというのが植民地時期の法律についての支配的な認識であるためだ。また植民権力の強圧的支配の下で、一般民衆の政治的な抵抗の敢行は簡単ではなかったが、法律の違反や無視を一種の反植民地的抵抗と見る傾向がみなぎっており、そのような認識は今日に至っても部分的に残っている。

植民地期に朝鮮総督府によって作られた法律体系は、解放後もきちんと清算できないまま持続された。のみならず、解放後に政権についた大韓民国の権威主義政府も、植民権力がそうだったように強権統治の手段として法を恣意的に執行した。そのため、法に対する韓国人の感情は、植民地時期と同様に否定的な状態で維持されたというのが一般的な指摘である<sup>1</sup>。こうした総論的認識は、植民地時期についての研究における個別法律とそれが規律する現実、そのような状況への朝鮮人の対応という事実的側面への無関心を招いた。植民地時期の韓国人の日常生活と社会経済的活動を規律していた具体的な法律、特に政治的圧制と直接的な関連性が弱い多様な法律が、当時どんな日常の秩序を形成し、あるいはそれが解放以後どのような過程を経て改編・廃止されたのかについての歴史学界の関心は、大変低い水準だった<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 文仁亀(1985)『韓国法の実像と虚像』三知院、21-22頁；兪鎮植(2005)「韓国の近代法受容の断面—近代法の受容と植民地時代の法」『法史学研究』32、80-82頁。

<sup>2</sup> 最近植民地期経済法令の植民地性とその遺産についての研究が「特集：日帝時期経済法令の植民地性とその遺産Ⅰ」『韓国史学報』32、2008と「特集：日帝時期経済法令の植民地性とその遺産Ⅱ」『韓国史学報』34、2009で発表された。植民地期の法令を研究し、それによって植民地経済の実像を理解し、さらに解放以降該当法令の変貌過程を通じて、植民支配の遺産を検討しようという意図のもと、植民地期に制定された金融組合、信託業、関税法、食糧管理法、市場関係法令、朝鮮銀行法の内容と性格についての検討を試みたものである。これは朝鮮総督府法律の影響下に形成された経済秩序とその性格を具体的に明らかにしようとする一歩進んだ取り組みだと言える。特にそのような法律の改編過程で見られる解放前後の断絶と連続の問題も、金明洙「解放後韓国信託業の動向と信託法規の整備」(김명수「해방 후 한국 신탁업의 동향과 신탁법규의 정비」)、および李松順「植民地期朝鮮の食糧管理制度と解放後糧穀管理制度の比較」(이송순「식민지기 조선의 식량관리제도와 해방 후 양곡관리제도의 비교」)(以上『韓国史学報』32、2008)と許英蘭「生活市場関係法令の植民地性と脱植民化」(허영란「생활시장 관계 법령의 식민지성과 탈식민화」)『韓国史

一方法史学界は、大韓民国憲法の成立過程と基本法令の制定などについて、幅広い研究を進めてきた。植民地期の法律の統制性と抑圧性についての議論もかなり行われた。とはいえ、ここでも植民地法令の否定的遺産とその克服を主張する総論的内容が主となった<sup>3</sup>。ところが最近になって法史学界でも植民地時期に形成された法体系の性格や解放以後の再編過程についての具体的な研究が本格的に登場している。「韓国併合に関する条約」の合法性有無をめぐる論争の延長線にあると言える植民地時期法令の効力の有無、植民地で近代法が持った現実的秩序形成力の内容、現在までも一部有効な日本民法の依用問題など、細部的ながらも理論的な論点についての研究が発表されているためである<sup>4</sup>。

本稿は日本の強権的植民統治についての原論的批判に同意しながらも、それとは区別される側面で、現在の韓国社会の法的秩序を規定する現実的前史として植民地時期を眺めるべきであるという問題意識を下敷きにしている。一般に、植民地の遺制を全面的に清算すべき対象という意味で、「植民残滓」という表現を使用する。しかし断固たる意志さえあれば簡単に除去できる残余範疇を指すこのような表現形式とは異なり、植民地の経験と制度は一挙に抉り出しにくい方法で社会の運営体系とシステム、文化と意識の中に内在している。日本語の法律と日本式法律用語への感情的拒否感や廃止の当為性には誰もが同意するにもかかわらず<sup>5</sup>、「それが法令用語であるため誰もが任意に(ハングルの用語に)直せなか」ったような道理である。なぜなら「植民残滓」という理由で植民地期に形成された法的秩序を一挙に「清算」してしまうなら、そこに基づいて行われた法律行為に深刻な混乱を招くからである<sup>6</sup>。結局、法的安定性の維持という現実的要求が、植民地法律体系を一挙に改編することを阻んでいる決定的な制約条件として作用した。

韓国で脱植民地問題は単に植民残滓の人的・物的清算という次元を超えた問題である。それによって解放以後二世代以上の世代交代が行われた間も、「植民清算」という問題は熱い懸案として再生産されてきた。解放後も近代化は新生大韓民国の当面の課題だったので、植民地時期に注入・形成された近代性も簡単に否定できなかつた。論理的には植民性の核心に近代性が重なっていたため、脱植民化、つまり植民性の克服はまさに近代性の克服というレベルも含めるべきだった。ところがそのような近代性は新生国家大韓民国が成就しなければならない当面の課題でもあったので、脱植民化という課題の内実を追求する過程は、単なる過去の清算や絶縁だけで完成しない複雑さを持たざるを得なかつたのである。

こうした方法で韓国社会に内在された植民性／近代性問題の一端を考えてみようというのが、本稿の目的である。植民地期に制定・施行された法律が解放以後にどんな過程で、どんな内容に改編されたのかを直接的な検討の対象とするものだ。具体的には1960年代初めに行われた「旧法令」整理事業

学報』34、2009でそれぞれ扱っている

<sup>3</sup> 金昌祿・韓寅燮・尹喆洪(1995)「法」、その中に残存する日帝遺産の克服』『法史学研究』16;朴秉濠(1995)「現代法制の形成と法制の発展方向』『法制研究』8。

<sup>4</sup> 李喆雨(2000)「日帝時代法制の構造と性格』『韓国政治外交史論叢』22-1; 金昌祿(2002)「制令に関する研究』『法史学研究』26; 兪鎮植前掲論文; 明淳亀(2008)「いまだ残っている法、‘朝鮮民事令’—‘朝鮮民事令’の遡及的廃止を提案する—』『ジャスティス』103。

<sup>5</sup> 李昌錫(1959.12)「旧法令の効力』『法制月報』(法制処ホームページで検索)。

<sup>6</sup> 南晩星(1958.5)「法令のハングル専用問題を契機として』『法制月報』(法制処ホームページで検索)。

を通じて、植民地法律とそれが規定する現実的秩序に対する改編が、解放以後十数年間遅滞した理由と意味をとらえようと思う<sup>7</sup>。植民地時期の法律体系を全面撤廃すべきという社会的共感が大きく広がっていたにもかかわらず、1960年代初めまで多数の「旧法令」が韓国法律秩序の重要な一部を構成していた。あるいは、そのような持続とは対照的に、5.16軍事クーデター（1961年）以後、わずか半年で全ての植民地法律の改編が一括で断行された。このような極端な現象を通じて植民地法律の脱植民地化過程と意味をとらえようとするものである。

一方、表面上電撃的に進められた「旧法令」整理事業を通じて新たに作られた法律秩序がどんなものかを理解するためには、具体的な法律を対象にした検討が行われるべきだろう。この分野については植民地時期と解放以後の研究間の断絶が際立ち、また豊富な研究が行われていたとは言い難い。とはいえ、不足ではあるが、市場関係法令の改編を中心に、法律秩序の脱植民地化問題、さらに韓国社会での植民性／近代性克服の問題がどんな意味を持つかについて、微視的に検討してみよう。

## Ⅱ. 「旧法令」の整理

### 1. 解放以後の法律状況と基本法典制定

解放後南朝鮮に入った米軍政庁は、法律領域では実体法上の改革より司法組織と司法制度の運営の改編に重点を置いた<sup>8</sup>。米軍政は実用主義的観点に立脚して、法務局と司法組織の基幹要員を朝鮮人に置き換えていくのに力を注いだ。また不完全な水準だったが、米軍政への朝鮮人の拒否感を緩和するため、朝鮮総督府統治下で朝鮮人の差別や抑圧に使われた法律と抑圧的な刑事手続法を廃止した。

1945年10月9日付「軍政法令第11号」に依拠<sup>9</sup>、北緯38度以南で施行されていた従来の日本法令の中から「政治犯処罰法」（1919.4.15）、「予備検束法」（1925.5.8）、「治安維持法」（1925.4.22）、「出版法」（1910.2）、「政治犯保護観察令」（1936.12）、「神社法」（1919.7）などの法令を廃止させ、警察の司法権に関する規定（警察の犯罪即決令）を廃止させた。このほかに適用事例がほとんどないとはいえ「種族、国籍、信条、あるいは政治思想を理由に差別を惹起させる法令はこれを全て廃止する」という一般条項を置いた<sup>10</sup>。

また米軍政庁は1945年11月2日「軍政法令第21号」を公布し、植民地期に適用されていた法令の中からすでに廃止されたものを除いては、米軍政庁によって廃止されるまで効力を維持することを認めた。これに伴い「朝鮮に於ける法令の効力に関する件」（明治43年制令第1号）を根拠に施行され続けた一

<sup>7</sup> 「旧法令」とは大韓民国憲法公布当時に施行されていた、いわゆる「現行法令」を指す。「現行法令」は1910年以前大韓帝国の法令、植民地時期の法令、解放後制定された米軍政法令で構成されていた（李炯鎬（1959.2）「現行法令の効力」『法制月報』[法制処ホームページで検索]；李昌錫前掲論文）。

<sup>8</sup> 米軍政期司法機構の再編過程と司法機構の韓国人化過程、その意味については李國運（2005）「解放空間における司法機構の再編過程に関する研究」『法と社会』29。

<sup>9</sup> 正式名称は「在朝鮮米軍陸軍司令部軍政法令」だが一般的に「軍庁法令」と略して呼ぶ。

<sup>10</sup> 沈義基（1997）『韓国法制史講義』三英社、317-324頁。

部大韓帝国期の法令、植民地期に適用されていた朝鮮総督府法令の相当数はその効力を維持することとなった。こうした状態は1948年8月15日大韓民国政府樹立の後も憲法附則によって続いた<sup>11</sup>。

植民地時期の法律言語だった日本語になった法令がそのまま存続することになると、そのような状況への国民感情上の抵抗と現実的な法律適用上の混乱により、新しい法令の制定が急ぎ求められた。何より憲法附則で効力の維持を認めた法令が具体的に何か不明確で<sup>12</sup>、大韓帝国期・日本植民地期・米軍政期にそれぞれ別の主体によって公布された多様な形態の法令が同時に施行されるのに伴う法令体系の混乱、日本語文と英文といった外国の文字で書かれた法令の適用に伴う問題などが発生した<sup>13</sup>。

これに対し、独立国家の建設のためには独立的な法制度の整備が不可欠だという問題認識の下に韓国(人)の法律整備が推進された。至急であっても重要な基本法制の編纂のため<表1>のような機構が組織された。

<表1> 基本法典編纂機構

名称	設置時期	備考
法典編纂部 (法律起草局)	1945.10.9	米軍政法務局傘下。後に法務局が司法部に変わり、「法律起草局」と名称変更。
法典起草委員会	1947.6.30	南朝鮮過渡政府司法部傘下。
法典編纂委員会	1948.9.15	「法典編纂委員会職制」(大統領令第4号) 民事・刑事・商事の基礎法典と訴訟・行刑など司法法規の資料収集・調査、草案起草審議。 大法院主導で運営。金炳魯大法院長が委員長。
法制司法委員会	1961.5	国家再建最高会議傘下の分科委員会として設置。

南朝鮮過渡政府によって組織された法典起草委員会は、「朝鮮語になった法典」であっても作るため、基本法典の要綱と骨格を整備しようと努力した。日本法典を翻訳してでも、一日も早く韓国法典を持つという「速行主義」に基づき、1948年4月20日まで基本法典の起草要綱が一応準備された<sup>14</sup>。

大韓民国政府樹立以後には、「司法に関する法典を編纂するため」大統領所属で法典編纂委員会を設置した(「法典編纂委員会職制」第1条)。この委員会は「民事、商事および刑事の基礎法典とその他訴訟、行刑など司法法規の資料を収集・調査し、その草案を起草、審議」(同第2条)することを目的とした<sup>15</sup>。そして1953年に刑法(1953年10月3日施行)、1957年に民法(1960年1月1日施行)が制定され、

<sup>11</sup> 国家記録院インターネットホームページの「法制資料」参照(<http://contents.archives.go.kr>, 2008年5月2日検索)。制憲憲法第100条で「現行法令はこの憲法に抵触しない限り効力を持つ」とし、旧法令の効力を認めた。

<sup>12</sup> 憲法公布当時の「現行法令」についてはその効力および性格をめぐる論争が続いていた(李炯鎬(1959.2); 李昌錫(1959.11)「旧法令の違憲審査権」『法制月報』; 李昌錫(1959.12)[以上法制処ホームページで検索])。

<sup>13</sup> 金鎔珍(1995)「旧法令整理事業の推進」『法制研究』8、131頁。

<sup>14</sup> 崔鍾庫(1991)「解放後韓国基本法制の整備」『韓国法史学論叢』博英社、446頁。

<sup>15</sup> 1951年にはこの委員会の所管業務を除く「旧法令」整理のため別途に国務総理傘下に法令整理刊行委員会

5.16軍事クーデター直後の1962年に国家再建最高会議傘下の法制司法委員会の主導で商法(1963年1月1日施行)が制定された<sup>16</sup>。

## 2. 「旧法令」整理事業

解放以後、日本的な法律の一扫が至急の課題として認識されていたが、限られた人的資源と制度的困難の中で、植民地期法令の一扫は容易ならぬ課題だった<sup>17</sup>。政府は1951年5月12日大統領令第499号で「法令整理刊行委員会規定」を公布し、国務総理所属で「法令整理刊行委員会」を設置した。この委員会は憲法制定以前の法令の有効・無効を調査・審議し、それに替える新法令の起草を準備し、法令集の編纂刊行に関する事務の管掌を任務とした(「法令整理刊行委員会規定」第1条)。基礎法典編纂を担う「法典編纂委員会」がすでに活動していたので、同委員会の所管事項になっている法令を除く法令の整理が所管業務として設定された<sup>18</sup>。しかし朝鮮戦争中に設置されたこの委員会は、基本計画すら樹立できなかったが、1956年7月19日「法令整理委員会規定」(大統領令第1169号)への改正で旧法令整理に本格的に着手した。それにもかかわらず旧法令の整理は不完全な水準にとどまり、1961年以前までに廃止された法令は計136件、制定された法律は計94件に過ぎなかった<sup>19</sup>。

従って解放後十数年が流れても、多くの旧法令が依然として効力を維持していた。数種の基本法をはじめ、組織法や財政・租税に関するものは全て新しい法律に置き換わった。しかし政府の行政作用や民事、商事、刑事に関する法規は、新しい法律より旧法令が多くを占めていた。さらに憲法第100条は旧法令が憲法に抵触しない限り効力を持つと規定してただけで、旧法令の違憲の可否を決定する機関を別途に設置したのではなかったため、旧法令の効力の有無をめぐる利害当事者のみならず法曹界でも多くの論争があった。

旧法令整理事業が一段落した後、法制処は旧法令整理がそれだけ不振だった理由を説明する中で、「革命政府」の功績を強調するため、以前の政府と国会の無能を特に強調する一方で、権威主義的社会体制の持続が植民地時期以来の威圧的な法律を維持させる社会的背景だという点を明らかにしている<sup>20</sup>。法令の整備が要請される一方で、統制的法律の存続を選好する時代状況こそ旧法令整理を困難にしたもう一つの重要な背景だったのである。また、植民残滓の清算も重要な課題だったが、現実の法的安定性の問題も無視するわけにはいかなかった。現実の多様な利害当事者を調整し、政治

---

が設置された。ところが5.16軍事クーデター以後公布された「旧法令整理に関する特別措置法」により法典編纂委員会は廃止され、その所管事務は法令整理刊行委員会の後身と言える法令整理委員会に引き継がれた。

<sup>16</sup> 崔鍾庫前掲論文、448-455頁。刑法制定については李炯国(1995)「現代韓国刑法についての法史的的小考」『法学研究』5。民法制定については金曾漢(1985)「韓国民法の歴史的発展」『法史学研究』8と金相容(1988)「韓国民法の史的発展」『法史学研究』9参照。

<sup>17</sup> 解放当時韓国人法律家集団は基本的に植民地司法機構の付随人員に過ぎず、法律関連各種委員会などに参与した専門家も日本あるいは韓国で日本式法律教育を受けた実務に従事する法実務家、ないしは法学者でその数も非常に少なかった(李國運前掲論文参照)。

<sup>18</sup> 法令整理刊行委員会を新設した決定的理由が李承晩大統領と金炳魯大法院長間の対立であるという説明もある(明淳亀前掲論文、222-223頁)。

<sup>19</sup> 徐元宇(1996)『韓国法の理解』斗聖社、26頁。

<sup>20</sup> 法制処(1962.1)「旧法令整理事業の現況(1962年1月31日現在)」『法制月報』(法制処ホームページで検索)。

的得失を問うことも必要だった<sup>21</sup>。従って旧法令を一挙に整理するのは、現実的に5.16軍事クーデター以後の「革命政府」の登場といった特別の政治情勢においてのみ可能な側面があった。

社会構成員間の利害対立を調整し、法的安定性を維持すべき必要性にもかかわらず、時間の流れとともに旧法令整理の必要性も徐々に高まっていた。何より旧法令の効力有無をめぐる混乱が増しており、四つの政治主体(大韓帝国、日本、米軍政、大韓民国)が制定した多くの形態の法令と一緒に施行されているのみならず、法令に使われる文字が4種類にもなって一般国民の法令理解にも少なからぬ問題が発生していたためである<sup>22</sup>。

5.16軍事クーデター以後登場した国家再建最高会議は、「旧悪を一掃し、旧法令整理事業を最短期間で完遂するために、果敢な画期的な政策を樹立し<sup>23</sup>」、「旧法令整理に関する特別措置法」(法律第659号、1961.7.15)を制定・公布して旧法令整理を本格化した。この法律によれば「旧法令」とは1948年7月16日以前に施行された法令で、憲法第100条の規定によってその効力が持続しているものを指し(第1条)、このような旧法令を1961年12月31日までに整理して憲法の規定による法律または命令に置き換えることとし(第2条)、またそのときまでに整理されない旧法令は1962年1月20日付で廃止したものとみなす(第3条)こととなっていた。旧法令整理を担当する機関として、内閣首班所属で「法令整理委員会」を設置した(第4条)。解放以後旧法令の整理のため、別に設置した機構を整理すると〈表2〉の通りである。

〈表2〉「旧法令」整理機構

名称	設置時期	備考
法制処	1948.7.17	米軍政庁司法部傘下法律起草局および法律調査局、庶務部図書館引き受け
法令整理刊行委員会	1951.5.12	「法令整理刊行委員会規定」(大統領令第499号)
法令整理委員会	1956.7.19	「法令整理委員会規定」(大統領令第1169号)
法令整理委員会	1961.7.15	「旧法令整理に関する特別措置法」(法律第659号)

事業の結果、1962年1月20日までに諸般法律を整理・公布し、同年3月上旬にはその施行に必要な各令を全て制定・公布した。「革命政府」によれば、この事業の結果計613件の旧法令を廃止し、533件の法令を新たに制定したという<sup>24</sup>。当時整備された法令の規模についてはいくつかの統計があるが、法制処の理事官を歴任した金鎔珍は、事業が完全に終了した後の1963年の資料という点を挙げて上の数値を採択している<sup>25</sup>。

<sup>21</sup> 李昌錫前掲論文。

<sup>22</sup> 金鎔珍(1988.1)「旧法令整理事業に関する小考」『法制』(法制処ホームページで検索)。

<sup>23</sup> 李榮根(1962.4)「法令整理事業の落穂」『法制月報』(法制処ホームページで検索)。

<sup>24</sup> 国家再建最高会議韓国軍事革命史編纂委員会(1963)『韓国軍事革命史』842頁(金鎔珍(1995)、136頁)。

<sup>25</sup> 資料によって整理した法令の数値が違うので研究者が引用している数値も基準によってまちまちである。また金鎔珍も法制処に審議が依頼された法令案の中で旧法令整理の内容があるものは法令整理委員会が起草し

旧法令整理事業が完結すると、国家再建最高会議議長朴正熙は談話で、「国民の経済的与件と生活感情に十分に配慮し、伝統と発展の間に有機的な調和を作り上げるよう法制定を通して努力した」と強調した<sup>26</sup>。「革命政府」の強制力を背景に、旧法令整理という大義を掲げて追い込んだが<sup>27</sup>、わずか6か月間で行われたこの事業は、基本的に「拙速」という評価を免れがたい。そのことの当然の帰結として、現実に合うよう慎重に法令を改編したというよりは、旧法令の単純な翻訳、さらには日本法令の模倣という批判からも自由ではない。立法権を行使していた国家再建最高会議で多くの法令を山ほど整理したこの事業は、国会が解散された状態で国会通過が不必要な状況、言い換えれば利害当事者の一方的排除により可能だったという点も根本的な限界であると指摘できる<sup>28</sup>。

軍事政権が旧法令整理を推進した理由は、大体次のように整理できる。①解放後16年が過ぎても植民地統治法令の効力を認定していることによる国民感情上の問題、②日本語を理解できない階層が増えるにつれ、日本法令を急いで整理する必要性が発生、③国会が解散され、国家再建最高会議に三権が統合されることにより民主性確保には問題があったが能率的事業推進が可能だったこと、④多くの時間と努力を要する民法、刑法といった基本法令がすでに整備されていたという点、⑤従前の政府の無能を強調し、軍事政権の必要性などを打ち出すためこの事業を活用した、という説明が可能である<sup>29</sup>。

旧法令整理の必要性は前から一貫して提起されていたので、以前の文民政府も持続的に推進してきた事業だった。既に法令整理委員会が構成されており、必要な予算も5.16軍事クーデター以前に確保されていた。そのため旧法令整理事業への「革命政府」の自賛にもかかわらず、この事業は1956年に改編された法令整理委員会の組織を引き継ぎ、予算も別途の追加なくすでに配分されていた予算だけを使ったという面で、人的にも、予算的にも、以前の法令整理の努力と断絶して理解しがたい<sup>30</sup>。また旧法令整理事業のための具体的な計画も、5.16軍事クーデター以前に樹立されていた<sup>31</sup>。

「旧法令」整理事業はクーデターによって政権についての軍事政権の差別性と能力を誇示するための策の一つとしてもっぱら推進された。この措置によって軍事政権は植民地秩序との断絶を強調する政治的効果を得ようとした。しかし政治的目的を下敷きにして拙速に進められた「旧法令」整理を通じて、実質的な法律秩序の変化をもたらすには無理があった。制限的ではあるが、市場関係法令など一部経済法令の改編過程を通じて「旧法令」整理事業の実像にさらに踏みこんでみよう。

---

たのとは無関係にすべて旧法令整理事業の実績として整理したという点などを挙げ、「革命政府」の資料が意図的に数字をふくらませたということを指摘している(金鎔珍(1995)、136-137頁)。

<sup>26</sup> 「旧法整理を完結 朴議長、国民の権益保護強調」『東亜日報』1962年1月20日。

<sup>27</sup> 「旧法令20日までに整理完了—18日現在残ったのは20件程度。計559件・既に公布193件」『東亜日報』1962年1月18日。

<sup>28</sup> 金鎔珍(1995)138-141頁; 韓寅燮(1995)「植民地刑事法制の構造と遺産、その清算の問題」『法史学研究』16、9頁。

<sup>29</sup> 金鎔珍(1995)141-142頁。

<sup>30</sup> 金鎔珍(1995)135頁。

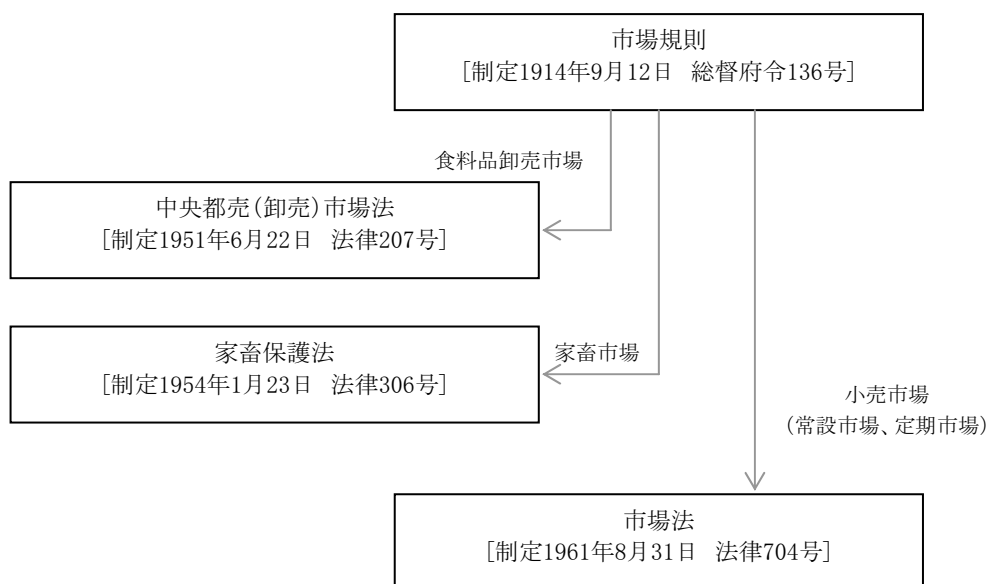
<sup>31</sup> 法制処(1960.10)「法令整理事業の現況とその計画(1960年10月20日現在)」『法制月報』(法制処ホームページで検索)。

### Ⅲ.旧法令整理事業と市場関係法令の断絶と連続

#### 1.1961年「市場法」制定

植民地期に制定された多くの法律と同様に、1914年に公布された朝鮮総督府の「市場規則」は、解放が成立し、大韓民国政府が樹立された後も、市場に関する基本法令として効力を維持し続けた。ただし、植民地期に「市場規則」の適用対象に含まれていた大都市の食料品卸売市場と場市(オイルジャン=五日市)に併設された家畜市場については、1950年代前半に「中央卸売市場法」と「家畜保護法」をそれぞれ制定し、「市場規則」の適用対象から除いた。〈図1〉は「旧法令」整理事業の一環として、1961年8月31日に「市場法」が制定されるまでの市場関係法規が改編される過程を整理したものである<sup>32</sup>。

〈図1〉 市場関係法規の整備過程



1950年代前半に新しい法令が制定されることで、大都市住民が必要とする食料品を供給する中央卸売市場と、牛、豚などを取引する家畜市場は、「市場規則」の適用対象から除外された。しかし1961年に断行された「旧法令」整理事業以前まで小売を中心とする常設市場や農村の定期市場(場市)といった住民が日常的に利用する一般生活市場に適用する総体的な法規が別途整備されてはいなかった。従って既存の「市場規則」が維持され続ける中、新たに制定された法令が「市場規則」に抵触する内容を含んでいる場合、単に「市場規則」の該当条項を廃止されたものとみなしただけである。

政府樹立当時から円滑な物資需給を図る一方で、乱立する無許可市場の監督・取締のため、新しい「市場法」制定の必要性が頻繁に提起された。それにもかかわらず実行に移せなかった。社会的な

<sup>32</sup> 〈図1〉は許英蘭(2009)「生活市場関係法令の植民地性と脱植民化」『韓国史学報』34、193頁から引用したものの。「市場規則」の廃止と「市場法」制定過程についての詳細な議論は、この論文を参照。



不安定と無秩序が高まる中当面の現実には、生活市場への公安・治安関連統制を主要内容に含む「市場規則」の存続を逆に必要としていたためである。そのような状況で法令上の未整備な点を解決するため、既存法令の改編は先決課題となりづらかった。さらに、市場に対する管理・取締権を与えられた行政機関や警察さえ、市場をめぐる違法行為を黙認したり、助長する機会が少なくなかった問題は、より深刻だった<sup>33</sup>。市場への公権力の介入を逆に強化しなければならない状況が続いていた中、市場を統制する旧法令、すなわち「市場規則」の改編は、延期を余儀なくされるのが当時の現実だった。

「市場規則」は5.16軍事クーデター直後に国家再建最高会議が電撃的に断行した「旧法令整理事業」の過程で廃止され、1961年8月31日付で制定された「市場法」(法律第704号)がそれを置き換えた。しかし、短期間に拙速に整理されたその他「旧法令」の場合と同様に、「市場法」も内容的には「市場規則」の基調をほぼそのまま踏襲していた<sup>34</sup>。

もちろん一部条項については修正が行われた。別途の法律が制定された中央卸売市場と家畜市場が新しく制定された「市場法」の適用対象から除かれ、多様な形態の常設市場が広く開設されている現実が反映された。つまり、「市場法」では一定の設備を備えた「常設市場」(1号)と、特に設備はなく定期的に開設される「定期市場」(2号)を区分している<sup>35</sup>。一般生活市場の大多数を占めていた定期市場(場市)の他に、既存市場の常設化や新しい常設市場など、多様な形態の常設市場が広く開設されている現実を法律に反映しているのである。

その他にもっとも顕著に変わった点は、「市場規則」に盛り込まれていた場市など一般生活市場を対象とした警察の取締・統制に関する内容が「市場法」から削除されたということである。朝鮮総督府は朝鮮人の生活基盤である場市を統制の対象と見なしたのみならず、場市を活用して民衆の日常生活まで監視と統制の対象と見なした<sup>36</sup>。ところが植民地統治のため設定されていた場市と場市の人々に対する直接的な監視と統制規定は、「市場法」に改編される過程で初めて法律条項から除かれた。政府樹立以後も農村場市など一般生活市場は継続して国家によって多様な動員と統制の手段として活用されたが、「市場法」のような法律でそれを保障する直接的な方式は脱すことになったのである。

しかし、「市場規則」で確立された公設公営制と許可主義原則はそのまま維持された。場市の開設は地方自治体だけが行うことができ、市場開設のためには依然としてソウル特別市長または道知事の許可が必要だった。しかし、場市の新設許可要件は大幅に緩和され、その他市場に義務化されている設備条項に対する規制措置も解除された<sup>37</sup>。

このような変化は農村社会でコミュニケーションと文化体験の空間、そして経済機構として場市が持

<sup>33</sup> 「尹潽善商工部長官、無許可市場問題について内務部長官とソウル市場へ公文書を発送」『朝鮮中央日報』1949年7月23日(『資料大韓民国史』13)。

<sup>34</sup> 旧法令事業により新たに制定されたかなりの法律が旧法令の基礎を踏襲するか、日本法令を模倣し翻訳する機会が少なくなかった。例えば1961年12月30日に公布施行された韓国信託法(法律第900号)も1920年代に公布施行された日本の信託法とかなりの部分が一致するか、類似した内容で、1961年12月31日公布施行された韓国信託業法も一部記述的な修正が行われはしたが、日本語になっている朝鮮信託業令(1931年6月9日公布)の法条項をハングル化してほぼそのまま使用した(金明洙前掲論文、354-355頁)。

<sup>35</sup> 「市場規則」は常設市場と定期市場を区分せず、朝鮮人が利用する一般生活市場を一括して在来市場と見て1号市場に分類した。

<sup>36</sup> 許英蘭(2009)『日帝時期場市研究』歴史批評社、81-85頁。

<sup>37</sup> 金成勳ほか(1977)『韓国農村市場の制度と機能研究』国立農村経済研究所、207頁。

っていた重要性や意味が相対的に弱まっていったことも少なからず関連している<sup>38</sup>。植民地期に比べ場市の社会文化的な意味は持続的に薄まっていったためである。

朝鮮総督府は朝鮮人の動向と世論の流れを把握するため場市に注目した。地方の警察は朝鮮人社会の動向と推移をつかむため、管轄地域内の市が立つ日に、酒場を内偵した<sup>39</sup>。場市は朝鮮人の日常生活と密着しており、朝鮮人社会の中核的なネットワークだったため、朝鮮総督府は民衆生活を監視・統制するため場市と場市の人々に注目した。

3.1運動の事例からわかるように、植民統治への民衆の抵抗が広がるのを阻止するためにも、場市は統制されなければならなかった。日本は3.1運動当時万歳運動の震源地である場市を閉鎖することで、運動の熱気の広がりを封じようとした。3月1日にソウルで始まり、以後数か月間万歳運動が全国に広がっていくと、朝鮮総督府の各地方警察は市の立つ日に場市が開かれるのを妨害して農民と市の人間が集まるのを遮断した<sup>40</sup>。

解放以後も場市を開設して地域発展を図ろうとする熱気はなかなか冷めなかった。しかし、政府樹立で政治的空間が拡張されるにつれ、場市が持つ社会文化的意味は変わり、それにつれて場市を媒介に行われていた当局の統制方法も変わった。しかし、場市自体の変化がこうした変化を主導したというよりは、新しい国家樹立という政治状況がより決定的な影響力を行使したと考えるべきであろう。

## 2. 法令の改編と「場市廃止論」の持続

旧法令整理によって法令は改編されたが、特に経済法令の場合その内容が植民地期の法律と大同小異の場合が多かった。それは、大韓民国政府が朝鮮総督府制定の経済法令を慣性的に適用したものとと言えるが、解放以後の韓国経済の構造と運用方法が植民地期とほとんど変わらなかったためとも言える<sup>41</sup>。それだけではなかった。市場関係法令の場合、当局の認識も植民地期植民当局の認識をそのまま継承していた。

朝鮮総督府は植民初期から場市を時代の流れと合わない古い遺習と規定した。場市はほとんどの資本主義近代国家から消えた定期市場で、経済事情が大きく変わった状況では原始的で非合理的であり、封建的な制度に過ぎないという認識を持続的に表した。繰り返される市場調査を通じて、場市の現況とその社会経済的、文化的重要性と意味を把握していった総督府は、場市の重要性を認めないわけにはいかなかった。しかし、基本的に場市は朝鮮社会の後進性を証明する制度であり、農民の労働力を浪費させる非合理的な制度で、将来縮小されるか廃止されるべき古い制度だという認識には変わりがなかった<sup>42</sup>。

資本主義化の未整備、朝鮮時代の収奪性と落後性、労働力の過剰、商人の脆弱性などによって場

<sup>38</sup> 崔在錫(1975)『韓国農村社会研究』一志社、81-82頁。

<sup>39</sup> 公州憲兵隊本部・忠清南道警察部(1914)『酒幕談叢』第3巻; 公州憲兵隊本部・忠清南道警察部(1915)『酒幕談叢』第4巻(松田利彦(2006)『『酒幕談叢』から見た1910年朝鮮の社会状況と民衆』『日帝植民地時代の統治体制形成』慧眼、362頁から再引用)

<sup>40</sup> 3.1運動当時の場市閉鎖と関連して、許英蘭前掲書、284-286頁を参照。

<sup>41</sup> 金明洙前掲論文、356頁。

<sup>42</sup> 朝鮮総督府の場市への認識は許英蘭前掲書、88-91頁参照。

市は栄え続けたが、彼らにとってそのことは結局朝鮮社会の落後性と停滞性を証明するものに過ぎなかった。1930年代に入り、総督府は農村振興運動の各種宣伝・教化活動に場市を活用することで、その効果を倍增させようとした。この過程で場市への植民当局の態度に若干の変化が現れた。場市の弊害を強調しながらも、それを存続させる必要性も認めるようになったためである。しかし、運動の組織と主体が作られることで、朝鮮総督府の認識は原点に戻った。場市は再び改善の対象になった。特に農村振興運動という名分のもとで市の日を減らして農民の場市出入りは抑制し、場市の代わりに村の協同組合を活性化させて、長期的に場市を廃止させようとした<sup>43</sup>。ところが場市は農村金融、農産物流通、さらに文化的・娯楽的機能まで包括していたため、農村再生産構造を維持させる構成要素として地方社会全体の運営構造と堅く噛み合っていた。従って当局によって行われた一方的な縮小の試みは、失敗せざるをえなかった。

場市など朝鮮人の生活市場を包括的に1号市場と定義していた「市場規則」とは異なり、「市場法」は常設市場を1号市場、場市を2号市場と定義している<sup>44</sup>。ところが都市地域を中心に常設市場が増加したが、1970年代になっても場市は農村の重要な交易機構として持続的に拡大された。そうした現象を支えたのは、何よりも全体農家の三分の二をはるかに超えた小農民の広範な存在だった<sup>45</sup>。彼らは市場出荷を目標とする商業的農業を忌避するかわりに、自給自足的な生計農業にとどまりながら、自分の家で消費し、余ったものを場市に出して売るやり方の小農経営を維持していた<sup>46</sup>。従って小農たちが販売者として参加できる場市は、小農経済の再生産のためには依然として必須の存在だった。植民地期に地域住民に地域発展の象徴として歓迎されていた場市は、解放後も農民が必要とする市場であり、地域発展のための媒介体として認識され、増設され続けていた。

しかし、当局では場市の乱発を問題とし、1950年代末に「場市廃止論」を提起した。1970年代に入るとセマウル運動の障害になるという理由で批判的になった。場市は朝鮮総督府によってそう言われていたように、解放後も農村近代化、流通近代化のため克服すべき遺制との烙印を押された<sup>47</sup>。特に1970年代の政策樹立者は、場市を廃止して常設市場に置き換えることを流通近代化と認識したために、場市廃止論をさらに強く主張した<sup>48</sup>。

しかし場市を求める現実が持続する限り、それを任意に再編できないのは植民地期と異ならなかった。「過去李朝時代から日本植民地を経て最近に至るまで、一部分別のない似非政策樹立者らは、あたかも一挙に全ての定期市場を廃止して常設市場に置き換えることが流通近代化であるかのように、そしてさらにはセマウル運動の近道であるかのように、ともすると定期市場の廃止論を挙げて現れた。しかし、場市は「誰かの強制によってなくなる性質のものではない。『場』を設立させるその市場圏の生

<sup>43</sup> 朝鮮総督府の場市縮小案については、許英蘭前掲書、92-99頁参照。

<sup>44</sup> 「市場規則」とは異なり、競売市場(3号市場)と取引所(4号市場)は「市場法」の適用対象から除外された。

<sup>45</sup> 金成勳(1974)「小農発展の規制要因に関する経済的評価」『農業経済研究』16、韓国農業経済学会、96-97頁。

<sup>46</sup> 1970年代でも場市を媒介とする農家再生産の構造を克服できる農家経営の条件が整備できなかった状態だった(金成勳前掲論文、1974、103頁)。

<sup>47</sup> 朴元善(1985)「韓国の場市：商法史的考察」『東方学志』46・47・48合集、292頁；朴康壽(1977)『韓国在来市場研究』汎学図書、90頁。

<sup>48</sup> 政府では1975年から場市の近代化に本格的に着手し、1976年9月25日付で場市の改良方針を公布した(朴康壽前掲書、88-90頁)。

産力と生産関係が変動しない限り、『場』は酷寒の中の麦の芽のように、死なずに育ち続け」ていたのである<sup>49</sup>。

このように解放後30年が流れた1970年代になっても、場市は農民の市場として威勢を響かせた。そのことが韓国農村の構造的な条件によって生じた現象だということは、すでに検討してきた通りである。しかし当局の市場認識は朝鮮総督府の「場市減縮」、ないし「場市廃止論」をほぼそのまま継承した。現実の構造と現象を直視し、そのことに対応する認識と政策を樹立したのではなく、農村近代化や流通近代化という目標の一方的な適用に汲々としていたのである。大々的な旧法令整理事業で植民地期の法律と制度の形式を一括改編したにもかかわらず、それを主導した政府の認識自体は植民当局の近代主義的統治観とほとんど変わっていなかった。

特に植民地期の朝鮮経済は、基本的に資本主義体制の枠と植民地近代の方向性の下に運営された。従って朝鮮総督府の資本主義的、近代主義的経済・社会運営の仕組みは、解放後の韓国社会にもそのまま適用された。それは若干の修正を経たものの、植民地期の制度と認識が韓国経済の運営原理と制度、認識に継承されたということの意味する<sup>50</sup>。

韓国の場市は数的には1970年代半ばに絶頂に至り、1980年代に入って減少に転じた。1970年代末から1980年代を経て形成された農村大衆交通の発達は、僻地に所在した場市を決定的に萎縮させ、急速な流通産業の発達が場市を含む市場の全般的な地位を弱めていたのである。しかし、生産者である農民の直接販売と農家経済再生産基盤という性格は顕著に弱まっても、今も農村だけではなく都市で地域住民を顧客とする場市(オイルジャン＝五日市)が多数開設されている。今開設されている都市の場市を農民中心の市場とは考えにくい、場市という制度とそれが凝縮しているネットワークの慣性は、現在でも強い生命力を誇っている。しかし1986年の「市場法」廃止と「卸・小売業振興法」制定、1997年「流通産業発展法」制定を経て、2003年には法令から「定期市場」という用語が消えた。都市と農村で現在開設されている場市は、適用する法規がない法律外市場か、臨時開設される特殊市場に分類されている。今では流通機構としての重要性が極めてわずかになった状態でも、粘り強く存続している場市を社会・文化的資産としてとらえ、そのあり方と意味を解釈しなおすべき段階に来ているのである。そうした点で近代主義的「場市廃止論」の克服は、依然として課題だと言えよう。

### 3. 植民地法律の脱植民化とその限界

政府は場市に対しては近代主義的な場市廃止論を堅持したが、いわゆる「新式市場」、すなわち近代的市場である中央卸売市場、そして特別管理が必要な家畜市場については、1950年代前半に新しい法規を作った。しかしそれは朝鮮総督府の市場政策を克服した新しい転換と言うよりは、植民当局も念頭に置いていたが、民族的・階層的差別政策の基調のもとで、不完全に処理していた制度的欠点を完成する方向で行われた補完的改編だった。

<sup>49</sup> 金成勳(1978)「市場施設および流通近代化の方向」『都市問題』13-11、地方行政共済会、17頁。

<sup>50</sup> 信託法規の改編を扱った金明洙の信託業に限られた論考ではあるが、「植民地期信託関係法規がそのまま解放後の信託業再建の基本法令として機能し、断絶よりは連続の側面が強く残っていた」という点を指摘し、同一の結論を出している(金明洙前掲論文、361頁)。

大都市住民と労働者に対して衛生的で安全な食料品供給を目標とする中央卸売市場の設置と関連法令の制定問題は、すでに1920年代から議論されていた。それは1923年に日本で「中央卸売市場法」が制定されることで、本格的に触発された。

日露戦争以後から第一次世界大戦直後までは、日本国内だけではなく、朝鮮、台湾、サハリンといった新たに日本「帝国」の圏域に入った植民地地域に対して、それぞれ総督府令などによって市場規則が公布された。同じ時期に日本では主に西日本地域の魚市場を対象に1市町村1公設市場化を強行する一方で、大都市の食品市場急増に対処するための市場規則が地域別に多数公布された。小規模食料品卸売市場を集中的に整理し、会社や公共団体が経営する組織化された市場として再編し、地方自治体の管理下に一元化して、整理・統制の実効性を確保することが核となる内容だった。この時期に日本の各地方で推進された市場政策の基本方針は、物理的強制力を土台に新しい市場秩序を創出、維持することだった。そうした市場整理政策が植民地に対しても同じように適用されていたのである<sup>51</sup>。

ところが朝鮮総督府の「市場規則」は形式的には日本のそれと類似しているが、実質的な内容はそうではなかった。日本では食料品を取り扱う私設自由市場を「1地域、1市場」に合併・整理することが市場政策の核だった。特に1923年には府県「市場規則」だけを適用させていく大都市卸売市場の整理のため、全国六つの大都市市場を対象に、「中央卸売市場法」を制定した。これは1910年代前後に本格的に推進した1市町村1公設市場整理の基調を維持したが、大都市食料品卸売市場については仲介商人組織の合理化を追求したものだった。しかし同じ時期の朝鮮で施行された「市場規則」は、地方別統合食料品市場や中央卸売市場の設置ではなく、全国各地で開設される一般生活市場である場市の管理と統制を基本内容としていた。日本で主要政策対象だった食料品競売市場に対しては、私設会社の経営を可能とし、むしろ私の特権を許容した<sup>52</sup>。

1923年に日本で「中央卸売市場法」が制定されると、朝鮮でも京城を中心に大都市の食料品卸売市場に適用する法律制定の必要性が提起された。1927年にはソウルの三つの水産市場を統合して、公設「京城府水産市場」が設置されることにより、大都市食料品卸売市場を対象とした「1都市1市場主義」が朝鮮で姿を現した<sup>53</sup>。しかしこうした魚市場は基本的に朝鮮居住日本人のための供給施設という限界があり<sup>54</sup>、それによって市場統合議論の範囲も制限的なものだった<sup>55</sup>。食料品卸売市場（「市場規則」上の3号市場）が大部分当局の許可を受けた日本人私設会社によって特権的に開設・運営されている状況で、別途の「中央卸売市場法」を制定するのは、それほど急ぎの課題ではなかった。食料品など各種生活必需品流通制度が朝鮮人と日本人住民を対象に二元化されている植民地では、植民

<sup>51</sup> この時期の日本および植民地の市場政策とその時期区分については中村勝(1980)『市場の語る日本の近代』そしえて文庫、127-139頁。

<sup>52</sup> 日本の各府県と朝鮮総督府の市場政策とその類似性及び違いについては、許英蘭前掲論文(2009)182-185頁による。

<sup>53</sup> 許英蘭(2000)「日帝時期ソウルの「生活圏の商業」と消費」『ソウル商業史』太学社、505-506頁。

<sup>54</sup> 同上、512-514頁。

<sup>55</sup> 「卸売場の統制」『大阪毎日新聞』(朝鮮版)1934年4月1日。この記事によれば、京城府会議員の28議員は1934年3月29日府会の賛成を得て京城府で卸売場の統制を図るため日本で施行される中央卸売市場法のような法令制定について京城府尹、京畿道知事、宇垣総督宛に「中央卸売市場法」制定が必要という内容の意見書を提出した。

当局の便宜的な制度運営が「近代的な」市場制度の整備とそのための法令制定に代行できていたのである。

しかし、中央卸売市場の設立と法令制定で近代的市場制度の基礎を整えるべきだという主張は、解放直後から当面の課題として提起された。政府樹立直後に食料品物価統制の一環として、1都市1市場主義の内容を含む「中央卸売市場法案」を制定しようという試みが現れた。核となる内容は農漁村で生産された食料品の需給行為一切を中央卸売市場一箇所で集中的に取り扱うようにしようというものだった。とはいえこの試みは卸売商業の流通網から追い出されることを憂慮する商人たちの強力な反対にぶつかり、消えてしまった<sup>56</sup>。生産者に資金を提供しながら農水産物流通を支配していた多くの中間商人の利害関係を脅かす措置だったため、形にならなかったのである。

法令の補完や再整備が行えないまま、朝鮮総督府「市場規則」により一括管理されていた食料品卸売市場は、1951年6月22日「中央卸売市場法」制定で転換の契機を迎えた。中間商人らの強力な反対にもかかわらず法令は一旦国会で可決された<sup>57</sup>。ところが同法は1923年に日本で制定された「中央卸売市場法」を事実上写したようなもので、植民地期に提案されたが形にならなかった法令制定を遅れて実行に移したに過ぎなかった。ただ日本が退いた状況で、日本人会社に与えていた特権を特定商人が独占できるように制度化したわけである<sup>58</sup>。その上法律が制定されたものの関連商人の強力な反対にぶつかり、まともに施行できないまま死蔵されてしまった。そのうち5・16軍事クーデター直後の1961年末になってはじめて強制施行され、主要食料品流通に介入していた市場の卸売商に対する閉鎖命令が下されたのである<sup>59</sup>。

このように「中央卸売市場法」制定は、植民地期以来行えなかった、いわゆる「新式市場」体制の遅れた完成を意味した。しかし、政府樹立以後に法令が制定されたにもかかわらず、日本の関連法令を模倣したにすぎず、法令制定以後も市場の運営自体は既存の方法を脱却できなかった<sup>60</sup>。

1954年に「家畜保護法」の制定で「市場規則」の適用対象から除外された家畜市場に対する法令も、植民地期から制定の必要が提起された。家畜市場はほとんど場市に併設されていたため、法令制定が比較的簡単な条件だったが、「家畜市場法」制定にまでつながっていなかった。法令が畜産組合の利益を主に保障する反面、一般農民の家畜売買に対する自由と権利を束縛するものだという懸念が強調されたためである<sup>61</sup>。また現実にはすでに大部分の家畜取引が場市に併設された家畜市場で郡畜産組合の仲介によって行われていた。家畜売買の一環的で衛生的な管理が必要ではあったが、農

<sup>56</sup> 「ソウル商人ら、中央卸売市場法案が闇取引を助長すると反対陳情書を提出」『京郷新聞』1949年7月31日（『資料大韓民国史』13）；「商工部、中央卸売市場法案を起草、国会産業労農委員会審査に回付」『ソウル新聞』1949年9月3日（『資料大韓民国史』14）。

<sup>57</sup> 「国会、中央都売（卸売）市場法案第7条を激論の末削除決議」『釜山日報』1951年6月4日（『資料大韓民国史』21）。

<sup>58</sup> 金成勳ほか（1977）186-187頁。

<sup>59</sup> 「数十万業者失業状態—既存業者側から中央卸売市場法廃止訴え—」『東亜日報』1954年7月17日；「中央都売市場廃止案を推進 金斗漢議員、捺印工作」『東亜日報』1956年8月31日；「青果水産32巨商に閉鎖令」『東亜日報』1961年12月19日。

<sup>60</sup> 「中央卸売市場法」の詳細な制定過程と変遷については、許英蘭前掲論文（2009）、186-189頁参照。

<sup>61</sup> 長松直喜（全羅南道産業技手）「畜牛の耳標制度（1）～（4）家畜市場法制定の必要」『木浦新報』1931年11月22日、23日、24日、25日。

家の自由取引まで統制して得た実益が大きくなかったのである。

解放以後農牛事情の悪化で家畜市場法の制定を要求する声が再び高まった。主要内容は家畜密売買を防止し、市場を通した売買・仲介を制度化し、その収入を家畜の増産に使おうというものだった<sup>62</sup>。そして1950年3月15日に地方自治体が開設した家畜市場でのみ、牛と馬を売買・交換するように定めた「家畜市場法」が国会に回付された<sup>63</sup>。しかしこの時も法律制定に至らなかった。以後種畜を確保して家畜の改良増殖利用を促進する目的で1954年1月23日に制定された「家畜保護法」に家畜市場に関する内容が含められた。同法で許可された地方自治体だけが家畜市場を開設できるようにし、地方自治体は公益法人を指定して市場業務を管理させた。これにより家畜市場以外の場所では家畜の売買や交換が禁止された<sup>64</sup>。これで家畜流通に対する流通合理化政策も法制化され、家畜市場は「市場規則」の適用対象から除外された<sup>65</sup>。

一般的に家畜市場は場市の一部として認識されたが、取引商品と取引額規模など、その他商品とは差別化される市場だった。場市で畜産物取引の割合が全般的に増加していたために「家畜市場法」を制定する必要性も高かった<sup>66</sup>。従って中央卸売市場と同様に家畜市場についての法令制定も植民地期以来の課題を実行に移したものだ。

1950年代前半期の中央卸売市場及び家畜市場関係法令の制定は、植民地時期以来の課題を完成したものだ。それは、朝鮮総督府が民族的・階層的差別政策の中で完成できなかった制度と法律の完成という脱植民的意味を持つ。しかし一方でその内容自体は朝鮮総督府も目指していた近代制度的制度を完成させたものとも言えた。

## IV. 結び

解放以後、日本式の法律一掃は新生大韓民国の至急の課題だったが、限られた人的資源と制度的困難、法的安定性の問題などで容易に解決できなかった。いくつかの基本法をはじめ、組織法や財政・租税に関するものは全て新しい法律に置き換えられたが、政府の行政作用や、民事、商事、刑事に関する法規は新しい法律より旧法令がより多数を占めていた。解放後十数年が流れるまで、多くの旧法令が依然として効力を維持していたのである。

5.16軍事クーデターで政権についた「革命政府」は、既存の政権との差別を強調し、軍事政権の能力を誇示するためのプランの一つとして、「旧法令」整理事業を電撃的に推進した。「旧法令整理に関する特別措置法」(法律第650号、1961年7月15日)は、1948年7月16日以前に施行された法令のうち、憲法第100条によって効力が持続しているものを旧法令と規定し、こうした旧法令を1961年12月31日ま

<sup>62</sup> 「農林部、牛籍法など畜牛確保対策を整備」『ソウル新聞』1949年9月28日。

<sup>63</sup> 「家畜市場法国会に回付」『東亜日報』1950年3月19日。

<sup>64</sup> 「家畜保護法」(制定1954.1.23、法令306号)

<sup>65</sup> 家畜市場関係法令の制定と改定過程については、許英蘭前掲論文(2009)189-192頁参照。

<sup>66</sup> 植民地期場市取引で家畜が占める割合の全般的な増加により各地域で展開された牛市場併設運動については、許英蘭前掲書(2009)132-133頁。

で整理して法律あるいは命令に置き換え、それまでに整理されない旧法令は1962年1月20日付で廃止したものと見なすことになっていた。そしてこのような旧法令整理を担当する機関として、内閣首班所属で「法令整理委員会」を設置した。6か月あまりの間で電撃的に推進された事業の結果、革命政府は計613件の旧法令を廃止し、533件の法令を新たに制定したと発表した。

ただ6か月間に行われたこの事業は、基本的に「拙速」という評価を免れない。当面する現実合うように慎重に法令を改編したというよりは、旧法令の単純な翻訳、さらには日本法令の模倣という批判からも自由ではない。さらに、国会が解散された状態で立法権を行使していた国家再建最高会議が多様な利害当事者を一般的に排除した状態で、多くの法令が山ほど整理された。この事業を通じて軍事政権は植民地秩序との断絶を強調する政治的効果を得ようとしたが、そのような目的の下に拙速に推進された旧法令整理は脱植民を誇示する政治的イベントといえたが、そのことだけで実質的な法律秩序を脱植民化するというには無理があった。

朝鮮総督府令として公布された「市場規則」も、その他の「旧法令」と共に1961年になると廃棄された。「革命政府」の強力な指示以後、わずか1か月半で新しい「市場法」が公布された。1951年に正式に公布された「中央卸売市場法」、そして1954年に公布された「家畜保護法」によって、都市食料品卸売市場と家畜市場は法律的にはすでに「市場規則」の適用対象から除外されたため、新たに制定された「市場法」はもっぱら日常の生活市場を対象としたものだった。

解放以後「市場規則」が持つ植民地的要素の克服と市場関係法令の脱植民化のための試みは、多様に現れた。そのことは最終的には近代的市場制度の完成を目標にしていた。しかし旧法令整理事業過程で「市場規則」の代わりに制定された「市場法」の内容と認識は朝鮮総督府のそれと質的に変わらなかった。場市への認識は朝鮮総督府の「場市廃止論」を持続しており、細かい内容も既存法令の基調をほぼ踏襲していた。

一方1950年代前半期に行われた中央卸売市場および家畜市場関係法令の制定は、植民地時期以来の近代的課題を完成させた側面があった。そのことは朝鮮総督府が民族的・階層的差別政策の中で完成できなかった制度と法律の完成という点で脱植民的措置だった。しかし、もう一方で、その内容自体は朝鮮総督府も目指していた近代的制度の完成を意味した。

旧法令整理事業とその具体的な事例と言える市場関係法令の改編過程を通じ、朝鮮総督府が移植した植民地的でありながら近代的な制度の不具性、それによって規定されつつ進められた解放後の脱植民化作業の性格と限界を理解できる。韓国政府の脱植民化プロジェクトは、基本的に近代性を目指すものであり、その点では朝鮮総督府が設定していた植民地近代のプロジェクトを根本的に排除するものではなかった。経済法令に限って見ると、日本によって移植された法律秩序を根源的に脱植民化することは、実現不可能な課題に近かった。

韓国社会で植民残滓の克服という課題が、数世代を過ぎても清算できずに懸案として反復的に再生産されるのは、こうした構造的な問題に起因する。植民地近代の制度と秩序は解放以後新生韓国を再構成する制度と秩序として構造的に存続された。韓国社会が近代性の完成を目標とする限り、植民地近代の克服あるいは脱植民化という問題は、目指しつつ同時に否定すべき作業となる。そのことは過去を切り落とすやり方の単純な植民残滓清算とは次元が異なる課題にほかならない。



20世紀の終わりまで続いた「場市廃止論」とそれに立脚した法律・政策にもかかわらず、時代の変化を受け入れながら生き延びてきた場市(五日市)について、どのように新しく、そして未来志向的な意味づけをできるだろうか。そのような問題を解いていくための発想の転換によって脱植民化の可能性を根本的に新たに模索すべきではないかと思われる。

## 参考文献

### 1. 資料

国史編纂委員会『資料大韓民国史』13、14、21

『東亜日報』

『ソウル新聞』

『木浦新報』

『大阪毎日新聞』(朝鮮版)

### 2. 著書

金東魯(2006)『日帝植民地時期の統治体制形成』慧眼(김동노(2006)『일제 식민지 시기의 통치 체제 형성』혜안)

金成勳ほか(1977)『韓国農村市場の制度と機能研究』国立農村經濟研究所(김성훈 외(1977)『한국농촌시장의 제도와 기능연구』국립농촌경제연구소)

文仁龜(1985)『韓国法の実像と虚像』三知院(문인구(1985)『한국법의 실상과 허상』삼지원)

朴康壽(1977)『韓国在来市場研究』汎学図書(박강수(1977)『한국재래시장연구』범학도서)

徐元宇(1996)『韓国法の理解』斗聖社(서원우(1996)『한국법의 이해』두성사)

沈羲基(1997)『韓国法制史講義』三英社(심희기(1997)『한국법제사강의』삼영사)

崔在錫(1975)『韓国農村社会研究』一志社(최재석(1975)『한국농촌사회연구』일지사)

許英蘭(2009)『日帝時期場市研究』歴史批評社(허영란(2009)『일제시기 장시 연구』역사비평사)

中村勝(1980)『市場の語る日本の近代』そしえて文庫

### 3. 論文

金明洙(2008)「解放後韓国信託業の動向と信託法規の整備」『韓国史学報』32(김명수(2008)「해방 후 한국 신탁업의 동향과 신탁법규의 정비」『한국사학보』32)

金相容(1988)「韓国民法の史的発展」『法史学研究』9(김상용(1988)「한국민법의 사적발전」『법사학연구』9)

金成勳(1974)「小農發展の規制要因に関する經濟的評価」『農業經濟研究』16、韓国農業經濟学会(김성훈(1974)「소농발전의 규제요인에 관한 경제적 평가」『농업경제연구』16, 한국농업경제학회)

- 金成勳(1978)「市場施設および流通近代化の方向」『都市問題』13-11、地方行政共済会(김성훈(1978)「市場施設 및 流通近代化의 方向」『도시문제』13-11, 지방행정공제회)
- 金鎔珍(1988.1)「旧法令整理事業に関する小考」『法制』(김용진(1988.1)「구법령정리 사업에 관한 소고」『법제』)
- 金鎔珍(1995)「旧法令整理事業の推進」『法制研究』8(김용진(1995)「구법령정리 사업의 추진」『법제연구』8)
- 金曾漢(1985)「韓国民法の歴史的発展」『法史学研究』8(김증한(1985)「한국민법의 역사적 발전」『법사학연구』8)
- 金昌祿(2002)「制令に関する研究」『法史学研究』26(김창록(2002)「制令에 관한 연구」『법사학연구』26)
- 金昌祿·韓寅燮·尹喆洪(1995)「‘法’、その中に残存する日帝遺産の克服」『法史学研究』16(김창록·한인섭·윤철홍(1995)「‘法’, 그 속에 잔존하는 일제유산의 극복」『법사학연구』16)
- 南晩星(1958.5)「法令のハングル専用問題を契機として」『法制月報』(남만성(1958.5)「법령의 한글전용 문제를 제기하여서」『법제월보』)
- 明淳龜(2008)「いまだ生きている法、‘朝鮮民事令’—‘朝鮮民事令’の遡及的廃止を提案する—」『ジャスティス』103(명순구(2008)「아직도 살아있는 법, ‘조선민사령’—‘조선민사령’의 소급적 폐지를 제안한다—」『저스티스』103)
- 朴秉濠(1995)「現代法制の形成と法制の発展方向」『法制研究』8(박병호(1995)「현대법제의 형성과 법제의 발전방향」『법제연구』8)
- 朴元善(1985)「韓國の場市:商法史的考察」『東方学志』46·47·48合集(박원선(1985)「한국의 장시 : 상법사적 고찰」『동방학지』46·47·48합집)
- 法制処(1962.1)「旧法令整理事業の現況(1962年1月31日現在)」『法制月報』(법제처(1962.1)「구법령정리 사업의 현황(1962년 1월 31일 현재)」『법제월보』)
- 法制処(1960.10)「法令整理事業の現況とその計画(1960年10月20日現在)」『法制月報』(법제처(1960.10)「법령정리 사업의 현황과 그 계획(1960년 10월 20일 현재)」『법제월보』)
- 兪鎮植(2005)「韓國の近代法受容の断面—近代法の受容と植民地時代の法」『法史学研究』32(유진식(2005)「한국의 근대법 수용의 단면—근대법의 수용과 식민지시대의 법」『법사학연구』32)
- 李國運(2005)「解放空間における司法機構の再編過程に関する研究」『法と社会』29(이국운(2005)「해방공간에서 사법기구의 재편 과정에 관한 연구」『법과사회』29)
- 李垆鎬(1959.2)「現行法令の効力」『法制月報』(이동호(1959.2)「현행법령의 효력」『법제월보』)
- 李松順(2008)「植民地期朝鮮の食糧管理制度と解放後糧穀管理制度の比較」『韓國史學報』32(이송순(2008)「식민지기 조선의 식량관리제도와 해방 후 양곡관리제도의 비교」『한국사학보』32)
- 李榮根(1962.4)「法令整理事業の落穂」『法制月報』(이영근(1962.4)「법령정리 사업의 낙수」『법제월보』)
- 李昌錫(1959.11)「旧法令の違憲審査権」『法制月報』(이창석(1959.11)「구법령의 위헌심사권」『법제월보』)
- 李昌錫(1959.12)「旧法令の効力」『法制月報』(이창석(1959.12)「구법령의 효력」『법제월보』)
- 李喆雨(2000)「日帝時代法制の構造と性格」『韓國政治外交史論叢』22-1(이철우(2000)「일제시대 법제의 구조와 성격」『한국정치외교사논총』22-1)

- 李炯国(1995)「現代韓国刑法についての法史学的小考」『法学研究』5(이형국(1995)「현대 한국형법에 대한 법사학적 소고」『법학연구』5)
- 崔鍾庫(1991)「解放後韓国基本法制の整備」『韓国法史学論叢』博英社(최종고(1991)「해방 후 한국기본법의 정비」『한국법사학논총』박영사)
- ハン・ウン(1998)「法の支配と植民地法体制の清算問題」高麗大学校法科大学修士学位論文(한웅(1998)「법의 지배와 식민지법 체제의 청산문제」고려대학교 법과대학 석사학위논문)
- 韓寅燮(1995)「植民地刑事法制の構造と遺産、その清算の問題」『法史学研究』16(한인섭(1995)「식민지 형사법제의 구조와 유산, 그 청산의 문제」『법사학연구』16)
- 許英蘭(2000)「日帝時期ソウルの‘生活圈的商業’と消費」『ソウル商業史』太学社(허영란(2000)「일제시기 서울의 ‘생활권적 상업’과 소비」『서울상업사』태학사)
- 許英蘭(2009)「生活市場關係法令の植民地性と脱植民化」『韓国史學報』34(허영란(2009)「생활시장 관계 법령의 식민지성과 탈식민화」『한국사학보』34)
- 許英蘭(2009)『日帝時期場市研究』歴史批評社(허영란(2009)『일제시기 장시연구』역사비평사)

## 批評文(大西 裕)

---

本論文は、日本植民地期に形成された市場関係法令の独立後における再編を論じたものである。非欧米圏に属する社会が植民地化される際に、植民地化と近代化の双方が植民地権力によって推し進められたことによって必然的に生じることで、韓国に限ったことではない。もし独立後の国家が近代と決別するならば、植民地時代の法体系は完全に捨て去ることができるかもしれないが、そうではないために、植民地近代はその社会に様々な葛藤を引き起こすことになる。本論文は、それを市場関係法令を題材に描いた優れた作品であり、評者も学ぶところが多かった。

しかし、本文は、次の二点において一層の検討が必要であると考えられる。

本論文は、旧植民地法令が解放後いかなるプロセスでいかなる内容に改編されたかを検討の対象としている。具体的には市場関係法令に焦点を絞っているが、ここには方法論的に問題があり、説明が必要である。すなわち、市場関係法令の変化は、旧植民地法令の改編を論じるうえで適切かどうかである。一般的に、法体系の変容を論じる際に題材として議論されることが多いのは民法や刑法である。あるいは、一般的に六法と呼ばれる分野の変容が重視されるのが、法律学を学んだものであれば常識的な見解であり、これらの変容を持って一国の法体系全体を検討するのは理解可能である。しかし、本論文が検討する市場関係法令はこうした主要法体系には属さない。それをもって法体系の改編に関する韓国の特徴を論じることが可能なのか。評者には飛躍があると思われる。

第二に、以上の点と関係あるが、市場関係法令の特殊性である。市場関係法は、当該法を取り巻く関係者の権力関係のみならず、経済を円滑に運営していく必要性によって大きく規定される。本論文が間接的に取り扱っている植民地期を含めて、韓国経済は、前近代的で農業中心・商工業の自立性の弱い状態から、工業中心で高度に分業化が進展した都市中心経済へと急速な変貌を遂げている。市場関係法は、こうした変化に対応する過程で変化せざるを得ず、その意味である種の経済合理性を備えるほかない。しかしながら、本論文では経済がどのように変化したのか、たとえば場市での取引量がどのように変化したのかについての具体的な記述がない。ところどころにエピソードは添えてあるが、それは量的変化を実感を持って伝えるための手段であり、中心となるべき経済の変化を客観的に伝える情報があってはじめて意味のあるものである。

本論文は法史的アプローチをとるものであり、経済学的な変化を中心とするものではないが、本論文で論じられた内容は、むしろ前述の経済の変化と経済合理性に対応した変化であると理解する方が自然である。すなわち、経済の近代化が進む過程で商業が自立し、交通網の整備を通じて定期市が衰退し常設市場が誕生するという通説的見解に沿って市場法が整備されており、それにそぐわない動きを見せた朝鮮総督府の性急さなどは挫折せざるを得なかったと理解するのが常識的である。評者には、民族性などの政治的要素を介在せずとも市場関係法の変遷は無理なく理解できるように思われる。

## 批評文へのコメント(許英蘭)

---

独立後の韓国が近代的成長を目指す過程で直面した脱植民化の構造的難点については、筆者と評者の見解が一致するものと思われる。このことを前提に、評者が提起した二つの指摘に対する筆者の意見を整理してみると以下の通りである。

第一に、旧植民地法令の改編を議論するための題材としての市場関係法令の代表性の問題である。すなわち評者は一国の法体系の変容を論じようとする、民法と刑法といった法体系の本領を成す法律を対象とするのが妥当であり、筆者が扱っている市場関係法令のような特殊な分野を検討して法体系改編の韓国的特徴を論じるのは不適切だと指摘した。基本的に筆者はこのような指摘に同意する。それにも関わらず筆者が民衆の日常的経済生活を規律する市場関係法律を主要分析対象としているのは、当時の法秩序が持つ植民地的特徴のためである。

日本は植民地朝鮮が日本領土の延長であり朝鮮人も日本帝国の臣民だと主張したが、日本憲法を朝鮮に適用せず、朝鮮人の参政権も認めなかった。朝鮮総督に法律制定権を付与し、日本の民法と刑法を依用する代わりに、犯罪即決例、管刑令など、日本にはない問題的司法制度を創設した。そのためそれまでに形作られた法史学的研究の結論は、植民地法体系が構造的に近代性の欠如、植民地的差別を根幹としているというものだった。従って植民性と近代性の同時的展開によって引き起こされる脱植民化の難点を扱うためには、近代性の欠如とは区分される領域、言い換えると植民地近代の特徴がよりよく現れる分野を研究の対象に選択する必要がある。筆者はそのような特徴をもっとよく示すのが経済分野だと考え、そのような認識のもとに民衆の日常生活と直結している市場関係法令を分析対象に選択した。

評者の第二の問題提起は経済合理性の増大によって現れる法律的变化を政治的に解釈することが不適切だという指摘である。言い換えると、市場関係法令の変化は経済的近代化を反映するものと理解できるので、このことについて民族性などの政治的要素を介在させるのは不適切だということである。

まず評者の誤読を指摘すると以下の通りである。筆者の研究は植民地時期および解放以降の韓国の定期市について「経済の近代化が進められる過程で商業が自立し、交通網の整備によって定期市が衰退し、常設市場が誕生した」という通説を単純に適用できない歴史的事実に立脚している。従ってそのような現実を無視した植民地時期と解放以降の市場関係法令の問題点は「性急さ」というよりは、経済合理性や近代性の広がりと貫徹への盲信にあると見るべきだろう。そのため経済変化に付合する市場法の整備を、「あまりに早い」導入といったように速度や時期の問題としてだけ見る評者の観点は筆者の論点とはやや距離がある。現実を無視した法律を通して現実を規律する植民地の法体系と、そのような法律の形式的近代性だけを継受しようとする独立政府の脱植民地化の試みが共存するのが、現代韓国の法現実だったためである。評者の指摘通り市場経済状況について豊富な情報を提供しないことも、このような誤読を産んだ一つの原因だと思うが、この分野については比較的豊富な既存研究があるので参考になるだろうと思う。